(告知・公表)

会計帳簿等の引渡しに関する仮処分命令の申立てについて

本年8月2日付、東京地方裁判所に対し、前会計責任者である立花孝志氏、前会計 担当者・前監事である粟飯原美佳氏を相手方として、会計書類等の引渡しに関する 仮処分命令を申立てたことを下記の通り公表します。

記

[申立ての趣旨]

債務者らは、債権者に対し、債権者に関する次に掲げる書類、帳簿、帳票、印鑑等を仮に 引き渡せ。

- (1) 令和元年8月13日から引渡しの日の前日までの政治資金規正法第9条第1項に定める会計帳簿としての収入簿、支出簿及び運用簿並びに同法第16条第1項により保存義務のある明細書、領収書等及び振込明細書
- (2) 令和4年における収入、支出その他の事項で政治資金規正法第12条第1項各号に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書の控え
- (3) 令和4年の政治資金規正法第12条第2項に定める領収書等を徴し難い事情があったときの、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面
- (4) 令和4年の政治資金規正法第12条第2項に定める領収書等を徴し難い事情があったときの、当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書
- (5)債権者名義の預金通帳その他預金口座の利用、管理又は処分に関する書類、カード 並びに届出印鑑

[債権者] 政治家女子48党 上記代表者 大津 綾香

[債務者] 立花 孝志 粟飯原 美佳

以上